

## 適正な施工確保のための技術者制度検討会 規約（改正案）

（名称）

第 1 条 本会は「適正な施工確保のための技術者制度検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討会は、建設生産システム等を取り巻く環境が変化していること、建設工事の品質確保に対する信頼性が揺らいでいること、技術者の高齢化や若年入職者の減少等により技術者不足が懸念されることを踏まえ、建設工事の適正な施工の確保、優秀な技術者の確保及び育成する~~の~~ための制度上、運用上の問題点を把握し、講ずべき施策の検討を行うことを目的とする。

（構成）

第 3 条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。  
2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

（会議）

第 4 条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。  
2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。  
3 検討会の議事及び配付資料は、原則として非公開とする。ただし、座長が認めるときは非公開とすることができる。  
4 ~~検討会の配布資料は、国土交通省ホームページにおいて公開することを原則とする。~~  
5 ~~検討会における議事要旨については、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ホームページにおいて公開するものとする。~~

（事務局）

第 5 条 検討会の事務局は国土交通省土地・建設産業局建設業課に置く。  
2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。  
この規約は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

(別紙)

適正な施工確保のための技術者制度検討会 委員名簿

秋 山 哲 一	東洋大学理工学部建築学科教授
井 出 多加子	成蹊大学経済学部教授
遠 藤 和 義	工学院大学建築学部建築学科教授
大 森 文 彦	弁護士・東洋大学法学部教授
◎小 澤 一 雅	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
木 下 誠 也	日本大学危機管理学部土木工学科教授

◎座長 (五十音順、敬称略)